

「東京都設計等委託実績評価型総合評価方式実施要綱」の 制定について

都においては、設計、測量及び地質調査の委託（以下「設計等委託」という。）について、平成25年より建設局において「建設局設計等委託契約に係る総合評価方式（技術実績重視型）試験施行要領」を制定し、入札価格と業務実績等の技術的要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を施行することにより、設計等委託業務の品質の確保等に取り組んできました。

このたび、この取組をより一層推進するため、東京都全体（公営企業局を除く）で設計等委託に総合評価方式を適用できるよう新たに「東京都設計等委託実績評価型総合評価方式実施要綱」を制定し、以下のとおり施行することとしましたので、お知らせします。

1 適用対象業務

予定価格100万円超の、業種を建築設計、土木設計、設備設計、測量及び地質調査として発注する委託の中から案件を選定し、適用します。

※ ただし、WTO対象案件及び単価契約案件を除くものとします。

2 総合評価の方法

入札参加者ごとに価格点と技術点を算定し、その合計点により評価を行います。

（1）価格点（30点満点）

入札価格から価格点を算定します。

(2) 技術点 (30 点満点)

「企業の経歴等」及び「配置予定技術者等の経歴等」から技術点を算定します。

① 企業の経歴等

企業の同種・類似業務の実績、過去の成績評定点、地域精通度、災害協定締結の実績 等

② 配置予定技術者等の経歴等

技術者の保有資格、同種・類似業務の実績、過去の成績評定点、継続学習状況 等

※ 詳細は「東京都設計等委託実績評価型総合評価方式実施要綱」をご確認ください。

3 施行日

財務局が発注する案件については、平成 31 年 4 月 1 日以降に公告等を行う案件から、また、各局が発注する案件については、平成 31 年 10 月 1 日以降に公告等を行う案件から施行します。

※ 建設局が総合評価方式で発注する案件のうち、平成 31 年 9 月 30 日までに公告等を行う案件については、従前の「建設局設計等委託契約に係る総合評価方式（技術実績重視型）試験施行要領」が適用されます。詳しくは、発注予定情報をご確認ください。

【問合せ先】

財務局経理部契約調整担当

直通 03-5388-2607